

青森県報

第三千九百六十七号

平成二十七年
三月九日
(月曜日)

規 則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四号様式の聴覚、平衡、音声、言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見の1を次のように改める。

1 「聴覚障害」の状況及び所見

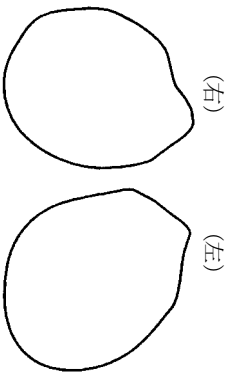
(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(2) 障害の種類

伝音性難聴	感音性難聴	混合性難聴
-------	-------	-------

(3) 鼓膜の状況



(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記載する。)
ア 純音による検査
イ オージオメータの型式

	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				
dB				

イ 語音による検査

	右	左	%
語音明瞭度			

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 (有・無)

注 2級と診断する場合に該当するものを○で囲むこと。

目 次

規 則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則… (障害福祉課) … 一
 青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則… (監理課) … 二
 告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地の変更… (税務課) … 二
 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定… (保健衛生課) … 二
 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定… (林政課) … 三
 保安林の指定… (同) … 三
 右 同… (同) … 四
 道路の区域の変更… (道路課) … 四
 道路の供用の開始… (同) … 五
 証紙売りさばき人の指定… (会計管理課) … 五

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告… (県民生活文化課) … 五
 地籍調査の成果の認証… (農村整備課) … 五
 建設業者の許可の取消し… (三八地域民局) … 六

雑 報

平成二十六年年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第一号)ほか二件の要領… (新産業都市建設事業団) … 六

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定は、この規則の施行の日以後の診断に係る医師の診断書及び意見書について適用し、同日前の診断に係る医師の診断書及び意見書については、なお従前の例による。

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則

青森県建設業法施行細則（昭和三十七年五月青森県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の規定により、法第五条、第六条第一項及び第十一条第一項から第四項まで（これらの規定を法）を「（法）」に、「（）」を「以下同じ。」の規定により、法第十三条に」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百三十四号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社佐々木隆蔵商店	佐々木 克郎	八戸市小中野八丁目一五の二三	平成二四・三・二〇
変更後	株式会社七洋	森 信夫	八戸市新湊三丁目七の六	二六・六・一

青森県告示第百三十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人いなほ会菅原内科医 院	八戸市大字窪町四	平成二七・一・一
アイセイ薬局白銀店	八戸市大字白銀町字堀ノ外九の三	"
アイセイ薬局田面木店	八戸市大字田面木字堤下一五の一	"
ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	"
こころ薬局	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二九	"
こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	"

青森県告示第百三十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一

よしだ耳鼻科・小児科	弘前市大字中野二丁目一の一五	二七・一・一五
クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	"
訪問看護ステーションゆとり	八戸市青葉三丁目一六の二五	"
細川薬局大学通り店	十和田市東十三番町一の七	二七・一・七
ちとせクリニック	黒石市ちとせ一丁目一三九	二七・一・四
医療法人松喜会鈴木内科医院	十和田市西五番町二四の三八	二七・一・四
かぜはれ薬局	青森市浪館前田二丁目四の一五	二七・一・六
マエダ調剤薬局西弘店	弘前市大字中野二丁目一の一三	二七・一・〇
有限会社平成堂薬局	青森市大字浪館字泉川二二の一	二七・一・二
訪問看護ステーションのぞみ	弘前市大字高杉字五反田二三〇の一	二七・一・二
レモン薬局	むつ市中央一丁目三の三五	二七・一・三
みやぞの薬局	弘前市大字宮園五丁目三三の一	二七・一・四
ふれあい薬局平川店	平川市柏木町藤山二四の八	"
有限会社エスエル薬局	八戸市下長四丁目一〇の三四	二七・一・六
木村内科医院	青森市佃三丁目五の三五	二七・一・七
ヘルスケア薬局	青森市橋本一丁目八の七	二七・一・〇



項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

医 難病指定	氏 名	名 称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
医 難病指定	鈴木 英幸	科喜会鈴木内科医院	十和田市西五番町二四の三八	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科	二七・一・四
医 難病指定	田野崎 真	八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平一	神経内科	二七・一・元
医 難病指定	桂 永行	八戸市赤十字病院	八戸市大字田向木字中明戸二	神経内科	二七・一・七
医 難病指定	近藤 博満	近藤内科胃腸科	青森市筒井三丁目一四の三一	内科、胃腸科、循環器科、呼吸器科	二七・一・五
医 難病指定	北山 武良	ちとせクリニック	黒石市ちとせ一丁目一三九	内科	二七・一・四
医 難病指定	蝦名 昭男	医療法人雄心会近藤病院	青森市松原三丁目一三の二一	呼吸器内科	二七・一・七
医 難病指定	秋田 三和	科よしだ耳鼻科・小児科	弘前市大字中野二丁目一の一五	耳鼻咽喉科	"
医 難病指定	秋田 直子	科よしだ耳鼻科・小児科	弘前市大字中野二丁目一の一五	小児科	平成二七・一・五

青森県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す



る同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山一九五の五

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百三十八号

青森県告示第百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字下山ノ井一五六の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月八日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
国 道	三三三八号			むつ市大字田名部字斗南岡三三二の二七〇から むつ市大字田名部字斗南岡三三二の二二九まで	前	九・九三メートルから 一三・〇七メートルまで	三〇〇・〇〇メートル	
					前	三・九・一〇メートルまで	三三二・七〇メートル	

青森県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道三三八号	むつ市大字田名部字斗南岡三三の二七〇から むつ市大字田名部字斗南岡三三の二二九まで	平成二七・三・九

青森県告示第百四十一号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

上北郡おいらせ町向山東二丁目四九八の一
有限会社土岐商会

二 指定年月日

平成二十七年二月二十七日

三 売りさばき場所

後

二〇・九三メートルから
二〇・七七メートルまで

三〇〇・〇〇メートル

上北郡おいらせ町向山東二丁目五〇〇の二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本災害支援チーム

三 代表者の氏名

境 康弘

四 主たる事務所の所在地

南津軽郡大鰐町大字八幡館字前田一の一六

五 定款に記載された目的

この法人は、地震、洪水等の災害時に救援活動をするともに、救援活動を行うボランティア間の連携を図り、互いに助け合う市民社会の形成を目指す事業を行い、災害時において、効果的な活動が出来る体制づくりに寄与することを目的とする。

地籍調査の成果の認証

五所川原市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
五所川原市	金木町嘉瀬端山崎の一部 金木町喜良市相野山の一部 金木町喜良市小田川山の一部	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社たかはし住宅設計所
- 二 代表者の氏名 高橋 正樹
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字寺沢二六の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第三〇〇三七六号
- 五 取消年月日 平成二十六年十月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十六年五月二十四日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青森県事業団公告第一号

平成二十七年二月青森県新産業都市建設事業団理事会臨時会の議を経た平成二十六年年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第二号）ほか二件の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年三月九日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

雑

報

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第2号)

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445,004千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ929,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 484,042	千円 445,004	千円 929,046
	1 臨海収入	484,040	445,005	929,045
	2 市川収入	2	△1	1
歳入合計		484,042	445,004	929,046

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 484,042	千円 445,004	千円 929,046
	1 臨海事業費	484,040	445,005	929,045
	2 市川事業費	2	△1	1
歳出合計		484,042	445,004	929,046

平成26年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

平成26年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第1条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条本文に後段として次のように加える。

なお、一時借入金の返済金にあてるため、一般事業会計 (臨海事業剰余金) から長期借入金145,000千円を借り入れる。

平成26年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号)

平成26年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第 1 条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第 2 条本文に後段として次のように加える。

なお、一時借入金の返済金にあてるため、一般事業会計（臨海事業剰余金）から長期借入金300,000千円を借り入れる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭